

## 公立大学法人の制約

### ■根拠法令

国立大学：国立大学法人法で全てを規定

公立大学：地方独立行政法人法により規定され、大学の特性等は殆ど考慮されていない。

### ■借入金

国立大学：文部科学大臣の認可により長期借入金、大学債の発行が可能

公立大学：長期借入金および債券発行は不可能

\* 私立大学のように借入金を活用した効果的な運営ができない。

### ■法人の業務

国立大学：大学以外の業務も法で規定（7項目）

公立大学：大学の設置管理等に限定（附属高校等の設置は不可）

\* 一貫した高等教育を行っていくために、高大連結した教育体制は有意義であるが現法上は不可能。

### ■出えん金の不可

国立大学：法人の業務の範囲内で可能

公立大学：不可（起業家への支援が不可能）

### ■運営費

国立大学：国から直接交付金、私立大学：国から直接補助金

公立大学：地方交付税の算定基準で計算され、設立団体へ歳入、大学への交付金は設立団体が別途決定

\* 地方交付税として設置団体へ歳入されるため、大学への運営交付金は団体の財政状況に大きく影響され、大学経営に安定性を欠くこととなる。

### ■その他の費用

国立大学：法人が独自に定めることが可能

公立大学：議会の議決を経て設立団体が認可する（現行は実費相当額のみ徴収可）

\* 現状では、手数料や資料代等の実費相当額しか徴収できず、収益として位置づけられない